

学 位 論 文 題 名

リースと資産流動化の会計

－会計理論と税務の考察－

学位論文内容の要旨

本論文は、企業の財務体質の健全化という観点から、企業の財務比率の向上を図る目的で行なわれるリース取引と資産流動化について考究するものである。

我が国企業の財務環境は、近年、急激に変化し、一段と厳しさを増してきている。すなわち、明治期以来の銀行を中心とした伝統的間接金融システムの制度疲労が顕現化し、企業は銀行に依拠しない新たな資金調達手段（直接金融）を模索せざるを得ない状況におかれていること、また、会計ビッグバンの潮流の中で、資産スリム化の要請やキャッシュ・フロー重視の経営が求められていることなどからである。

企業の財務比率向上という経営政策からは、リース取引の貸借借処理による脚注開示方式を採用することにより、貸借対照表本体には当該取引が表示されず、表面上、財務比率の悪化の抑制という企業の会計上の目的を達成することができる。また、リース取引の利用は、設備資金調達時における銀行の貸し渋りへの有効な対策ともなり得る。さらに、セール・アンド・リースバック形態のリース取引は、資産スリム化の要請とも相俟って、企業の新たな資金調達手段でもある不動産流動化の一形態として、近時、盛んに実行されるに至っている。

一方、直接金融の手段としては、自社ビル等の資産をSPC（Special Purpose Company, 特別目的会社）に譲渡（売却）し、SPCがそれを債券や株式の形にリフォーム（証券化）して資金調達をする不動産の証券化がこのところ急拡大してきている。SPCに資産を譲渡して当該資産をSPCが証券化することによって、企業は資産を貸借対照表から切り離す（オフバランス化する）ことができ、自社の信用によらず資産そのものの時価に基づき資金調達ができるようになるため、資金調達コストが相対的に低減し、また資産が圧縮されることで貸借対照表が改善でき、財務比率の悪化が抑制され、結果として企業の財務体質の健全化を図ることができる。

しかし、リース取引や資産の流動化には、上に述べたようなメリットである「光」の部分のみならず「影」の部分もまた存在する。例えば、リース取引の賃貸借処理による脚注開示方式の採用には、オフバランス・シートの問題点があり、また、不動産のセール・アンド・リースバック形態のリース取引は、実務の現場における急展開に比べて、その理論的研究あるいは具体的な会計処理については必ずしも歩調を一にしていない。他方、資産流動化に関しては、流動化によって小口・分散化され、その影響が広範囲に及ぶことが懸念されるデフォルト・リスクに即応したセイフティー・ネットが構築され、それによる信用基盤の確立が必要となろう。なぜなら、それらのリスクが形を変え、債券や株式となって投資家に分散、転嫁されるからである。

そのようなデフォルトからの投資家保護という観点からは、税・法制面の整備もさることながら、それらと並んで会計面の整備が不可欠であり、流動化に伴って生み出される金融商品の取引に関する国際的にも通用する会計基準の設定は必須の要件である。

本論文は、リース取引と資産流動化との関係の分析であり、以下の章構成をとっている。

第1章は、先ず企業の財務体質の健全化が、近時、なぜ叫ばれ、そしてそれがどう資産流動化に結びつくのか、さらには、その流動化にSPCがどのように関わっているのかを流動化事例を通じて分析している。次いで、なぜリース取引か、また、リース取引が企業の財務体質の健全化にどのような効果があるかを解明している。

第2章は、前章を受けて企業の財務体質の改善に寄与するリース取引を取り上げ、その史的変遷を含めオフバランスの問題点について述べている。ここでは、リース取引のオフバランスによる弊害、とりわけ、リース負債を隠すことによって財務諸表の利用者が入手する会計情報の非対称性もしくは歪曲性の問題や財務諸表の企業間における比較可能性の問題等についても分析している。また、我が国では確定決算主義が採られているために、税務上のリース通達で商法やリース会計に重要な影響を及ぼす結果となっているところから、ここでは、税務上の観点からもリース取引を分析している。

第3章では、「日本型レバレッジド・リース」取引を取り上げる。このリース取引は、そもそも節税を目的として実務が先行し、それを後追いの形で税法(昭63 リース通達)が規制し、リース会計基準においては規定のないまま、今日に至っていることもあり、ここでは法的側面からも分析している。我が国におけるレバレッジド・リース取引においては、匿名組合方式(又は任意組合方式)が用いられ、匿名組合の営業者はリース会社が設立したSPCがその任に当たり、その独自のスキームから「日本型レバレッジド・リース」と呼ばれる。SPCは、次第にその操作性、機動性が認められるようになり、重要な役割を

果たすようになっていくが、ここではその初歩段階ともいうべきSPCを取り上げ分析している。日本型レバレッジド・リースについては、先行研究が少ないところから、そのスキーム、匿名組合の法的性格、日本型レバレッジド・リース取引の判例研究、会計処理、税務処理等、多面的に分析する。

第4章では、リース債権の流動化について分析する。リース事業は資金多消費型産業の代表といわれ、国内のリース会社は営業を存続していくための原資となる資金の大部分を、従来は金融機関からの借入により賄っていた。しかし、バブル崩壊後の資金調達手段として、リース業者はこうした間接金融から直接金融に転換せざるを得ないものとなり、リース事業を対象とした特定債権法を始めとして、その後も一般企業に対しても直接金融に道を開くべく、資産流動化関連法制が立法されてきた。ここでは、主として、リース債権の流動化のリスク評価に関連する会計学的な検討と税務上の取扱いについて述べる。

第5章は、本論文を貫くテーマである企業のリース取引と資産流動化による財務比率の向上及びこれによる財務体質の健全化のうちでも、リース取引及び資産流動化双方に直接的に関わる、日・米の不動産のセール・アンド・リースバック取引について分析している。

特にここでは、我が国における不動産のセール・アンド・リースバック取引の会計基準と比較して議論する意味において、米国の当該取引の会計基準、さらには会計処理を取り上げ、その相違点を析出している。

また、我が国の場合、リース取引を会計上はファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引とに区分しているが、税務上は金融取引処理と賃貸借取引処理とに区分している。そこで、不動産のセール・アンド・リースバック取引が税務上で早くから問題となり、会計基準に統合されていく過程を通じてリース会計基準の整備について分析している。

結びに代えてでは、ここまでにみてきた企業の財務体質の健全化を目的として実行されるリース取引と資産流動化について、投資家保護との関係においてのそれらの会計の役割と課題を展望している。とりわけ、リースと資産流動化会計における「認識の厳格化」の必要性を指摘し、本論文を締め括っている。

学位論文審査の要旨

主 査	教 授	早 川	豊
副 査	助教授	吉 見	宏
副 査	助教授	蟹 江	章
副 査	講 師	久 保 淳 司	

学 位 論 文 題 名

リースと資産流動化の会計

－会計理論と税務の考察－

本論文は、多様なセール・アンド・リースバックが資産流動化の一環として広く利用されているものの、わが国の会計基準が未整備のため、リース取引の会計基準の整備に向けた意欲的な研究であり、6章構成からなっている。

「第1章 リース取引と資産流動化の必然性」においては、リース取引と資産流動化の関連を解明し、現状では、SPC を介して資産流動化が行われざるを得ないこと、リース取引によって他の方法と比較して財務体質の改善に効果があることを分析している。

「第2章 リース取引の意義と会計」では、リース取引の歴史的発展を考察し、会計基準の整備が最近になって行われてきたものの、金融商品の開発により未整備な部分が大きくなってきており、会計上の認識の厳格化の研究を行っている。さらに、会計基準の整備以前の税務取扱いが、わが国の会計基準に大きな貢献をもたらしていることを分析している。

「第3章 日本型レバレッジド・リース取引の意義と会計」では、ここで「日本型レバレッジド・リース」と呼ばれるのは、我が国の商法上の匿名組合方式がとられ、その営業者はリース会社が設立した SPC がその任にあたり、その独自のスキームと、外国投資家でも外国税額控除の関連から、わが国税法が適用されているからである。そのため、わが国の匿名組合方式である SPC の法人格否認訴訟の原告敗訴の判例を研究するとともに、レッサー側のわが国税法規定の研究をし、節税型日本型レバレッジド・リース取引に対し規制強化が図られていた動向を分析している。

「第4章 リース債権の流動化」では、レッサー側のリース会社のリース債権流動化の必要性和そのスキームを実現するための特定債権法の誕生、リース債権以外をも含む債権譲渡特例法への発展した経緯と背景を考察し、債権流動化のリスク評価に対する会計基準の未整備による実務の混乱、あるべき会計処理を分析している。

「第5章 不動産のセール・アンド・リースバック取引の会計学的意義」では、不動産の売却後、その一部又は全部を直ちに借り戻す商行為がセール・アンド・リースバックであり、資産の売却後、その一部又は全部を直ちに借り戻す商行為がクロス取引であり、両者に類似点が見られるものの、会計基準では未整備な点が多い。法的には売却収入であつても、担保差入借入による収入なのかの認識の厳密化が、経済的実質に照らして要請されるとして、詳細に米国の実務を研究し、わが国への適用の可能性を分析している。

「第6章 結び」では、資産流動化に伴うリース取引のレッサー側とレシー側のあるべき会計基準を、投資家の意思決定に資する会計として「認識の厳格化」が必要だと主張し、透明性ある保守主義を訴えている。

以上、本論文は、セール・アンド・リースバックに伴う資産流動化の研究の一環として、リース取引のレッサー側とレシー側の会計を論じたものであり、この種のアプローチの類書は少ない野心的な論文である。どのような会計基準を設定すべきか、すなわち「認識の厳密化」をわが国でどのようなレベルまでもっていくか等残された研究が待たれ、本論文は、審査委員全員、博士（経営学）の学位を授与するに十分に値する論文であることと認める。